

令和 6 年度

事業概要

(令和 5 年度事業実績)

子どものこころサポートプラザ

目 次

第1部	子どものこころサポートプラザの概要	1
1	センター長あいさつ	2
2	基本理念・基本方針	3
3	整備経過	4
4	施設配置	5
5	令和5年度の主な取組内容	8
	① 子どものこころサポートプラザ連携推進会議開催経過	9
	② プラザ内連携による取組内容	21
	③ 地域連携による取組内容	27
	④ 職員の地域での活動状況等	50
	⑤ 施設見学対応	61
第2部	各施設の事業概要	62
1	中央児童相談所	
2	こころの発達総合支援センター	
3	子ども心理治療センターうぐいすの杜	
4	特別支援学校うぐいすの杜学園	

第1部

子どものこころサポートプラザの概要

1 センター長あいさつ



発達障害（神経発達症群）、不登校、児童虐待は、相互に関連する病態生理を有しており、近年急増している現状が報告されてきています。このような社会背景のもと、心のケアを必要とする子どもや安心して子どもを育てられる環境づくりのため、医療・心理・福祉・教育を一括して提供でき、さらに全県的なネットワークを構築できる総合的な拠点として「山梨県子どものこころサポートプラザ」が2020

年4月に開設して4年経過しました。当プラザは、医療、福祉、教育支援、生活指導の4分野の機関が一体で支援する仕組みが特徴で、児童精神・小児神経科医による専門の診療と、心理師、福祉司による心理検査・カウンセリング・グループ指導、さらに特別支援教育が受けられます。

プラザにおける4施設は、こころの発達に関して個別指導や地域連携を行っている「山梨県立こころの発達総合支援センター」、子どもの福祉に関する相談や一時保護、措置入所等を担う「山梨県中央児童相談所」、治療的に配慮された日々の生活支援を基盤に、心理治療、家族支援、医療支援、教育現場との連携を通じて、学校や社会に適応するための総合環境療法を行う「山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜」と、心理治療センターに入所、通所する子どもを教育面からサポートする「山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園」で構成され、それぞれの施設がプラザ内連携と地域連携事業を展開しています。

プラザの理念は、発達障害（神経発達症群）児者、不登校児、被虐待児が各ライフステージにおいて一貫した支援が身近な地域で行われることであり、その理念のもと個別支援と地域支援効果があげられるように、積極的な取り組みを進めて参ります。今年度は各施設の地域連携に関する概略図を作成して、わかりやすく紹介しておりますので併せて御覧下さい。

令和6年4月1日

山梨県子育て支援局参事
子どものこころサポートプラザセンター長
山梨大学名誉教授 **相原正男**

2 基本理念・基本方針

山梨県子どものこころサポートプラザ

基本理念

子どものこころのケアに係る総合拠点として、子どもの権利を守り、常に専門性を磨きながら、一人ひとりの子どもへの迅速で手厚い一貫した支援を展開していきます。また、地域社会の理解と支援を頂きながら、安心して子どもが生まれ育つことができる環境の実現に努めます。

基本方針

- 1 私たちは、児童憲章と子どもの権利条約の理念を遵守し、子どもたちへのいかなる差別や暴力も許さず、一人ひとりの子どもの存在を尊重して最善の利益を追求します。
- 2 私たちは、子どものこころのケアに係る総合拠点としての役割の中で、専門性の向上を図り、職員間の連携を深めて、子どもへの支援がより効果をあげられるよう最善をつくします。
- 3 私たちは、子どもと家族など、子どもの周囲の人たちや地域の関係者とのつながりを大切にし、地域における効果的・効率的な支援を展開します。

3 整備経過

- 平成28年5月 「発達障害等に対する総合的な基本構想策定委員会」及びワーキンググループを設置
- 平成28年5月、8月、11月 基本構想策定委員会開催
- 平成28年9月 県議会において、こころの発達総合支援センター、児童心理治療施設、中央児童相談所を一体的に整備することを表明
- 平成28年11月 『子どもの心のケアに係る総合拠点(仮称)整備基本構想』策定
- 平成28年12月 県議会において、甲府市住吉地内(現在地)での整備、平成31年度内完成を目指すことを表明
- 平成29年7月、平成30年3月、平成31年3月 開設準備委員会開催
開催準備委員会の検討を踏まえ、ワーキンググループで課題を検討(医療連携WG、地域連携WG、医療・福祉施設連携WG)
 - ・令和元年8月、12月 医療連携WG開催
 - ・令和元年7月、10月、12月 地域連携WG開催
 - ・医療・福祉施設連携は庁内で実務的に検討
- 平成29年3月～平成30年3月 基本設計、実施設計
- 平成30年10月 起工式、建設工事着工
- 平成31年3月 名称公募
- 令和元年5月 総合拠点、児童心理治療施設、特別支援学校の名称を決定
- 令和2年3月 建設工事、外構・植栽工事等完成、中央児童相談所及びこころの発達総合支援センターが福祉プラザ内(甲府市北新)から移転
- 令和2年4月 『子どものこころサポートプラザ』として業務開始



「山梨県子どものこころサポートプラザ」のご案内

4つの施設を一体的に整備した全国初の総合拠点

(住所*甲府市住吉2-1-17 (甲斐住吉駅から徒歩3分))

県では、心のケアを必要とする子どもを支援するため、「山梨県子どものこころサポートプラザ」を中心に全県的なネットワークを構築し、医療、福祉、教育等を統合した、高度で先進的なサービスを提供していきます。

こころの発達総合支援センター (発達障害者支援センター)

電話 055-288-1795 (新規専用ダイヤル)
055-288-1695

心の問題を抱えた子ども、発達の偏りや遅れなどのある方々の様々な相談や専門医による診療を行います。

利用案内

- 利用できる方
心の問題 0歳～18歳未満
発達障害 0歳～成人まで
- 利用方法
面接相談及び診療は完全予約制
- 相談・診療場所
甲府クリニック、都留クリニック
- 費用
相談は無料です。
診療については医療費がかかります。

中央児童相談所

電話 055-288-1561
虐待対応ダイヤル「189」(24時間対応)

子どもの福祉に関する専門的な相談対応や市町村支援等を行うとともに、必要な場合は子どもを一時保護します。

利用案内

- 対象
0歳～18歳未満
- 相談できること
養護(虐待・その他)相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談
- 相談方法
あらかじめ電話でお申し込みください。
相談日時を予約させていただきます。

【富士・東部地域の相談先】
都留児童相談所
(電話 0554-45-7838)



子ども心理治療センター うぐいすの杜

電話 055-288-1552

心理的な要因で家庭や学校に適應できない子どもを対象に、心理治療や生活指導など社会生活に適應するための支援を行います。

利用案内

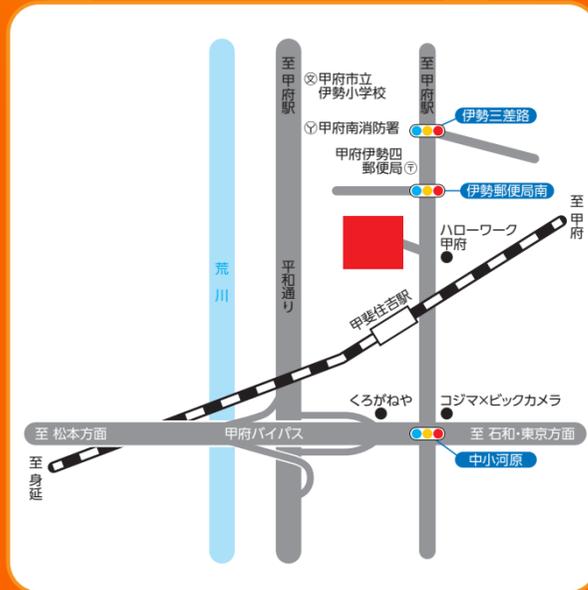
- 対象
小・中学生
- 定員
入所30名、通所15名
- 利用期間
数ヶ月～2年程度
- 利用方法
児童相談所による措置が必要です。

特別支援学校 うぐいすの杜学園

電話 055-288-1628

「子ども心理治療センターうぐいすの杜」に入所・通所する子どもが通学しており、小学部と中学部があります。教科等の学習と併せて、一人ひとりの状態に応じた学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導(自立活動)を行います。





交通案内

 甲府バイパス(国道20号線)の「中小河原交差点」を甲斐市方面から左折(笛吹市方面から右折)し、約0.6km(約1分)

 甲府駅南口バスターミナル3番乗り場から「小瀬スポーツ公園」行きに乗車し、「甲府職業安定所」で下車(約16分)、徒歩1分

 JR身延線
甲斐住吉駅から徒歩3分

山梨県 子どものこころサポートプラザ

〒400-0851 山梨県甲府市住吉2丁目1番17号
TEL: 055-288-1560 FAX: 055-288-1574

山梨県中央児童相談所	TEL:055-288-1560
山梨県立こころの発達総合支援センター	TEL:055-288-1695
山梨県立子ども心理治療センター うぐいすの杜	TEL:055-288-1552
山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	TEL:055-288-1628



山梨県 子どものこころサポートプラザ

子どものこころサポートプラザの目指す姿

集中

4つの施設が一体となったメリットを生かし、各施設の機能を連携させて、迅速で一貫した手厚い支援を行います。

こころの発達総合支援センター

子どもの心の問題や発達障害について、日常生活等に関する様々な相談や専門医による診療などを行います。

中央児童相談所

子どもの福祉に関する専門的な相談への対応や、必要な場合に子どもを一時保護します。

子ども心理治療センター うぐいすの杜 <新設>

心理的な要因で家庭や学校に適応できない子どもを対象に、心理治療や生活指導など、社会生活に適応するための支援を行います。

特別支援学校 うぐいすの杜学園 <新設>

うぐいすの杜に入所・通所する子どもを通学させて、学校教育と併せて、障害による学習上や生活上の困難を改善・克服するための指導を行います。

4つの施設の連携

連携

サポートプラザを中心に、医療・福祉・教育・行政等関係機関との全体的な支援ネットワークを構築します。



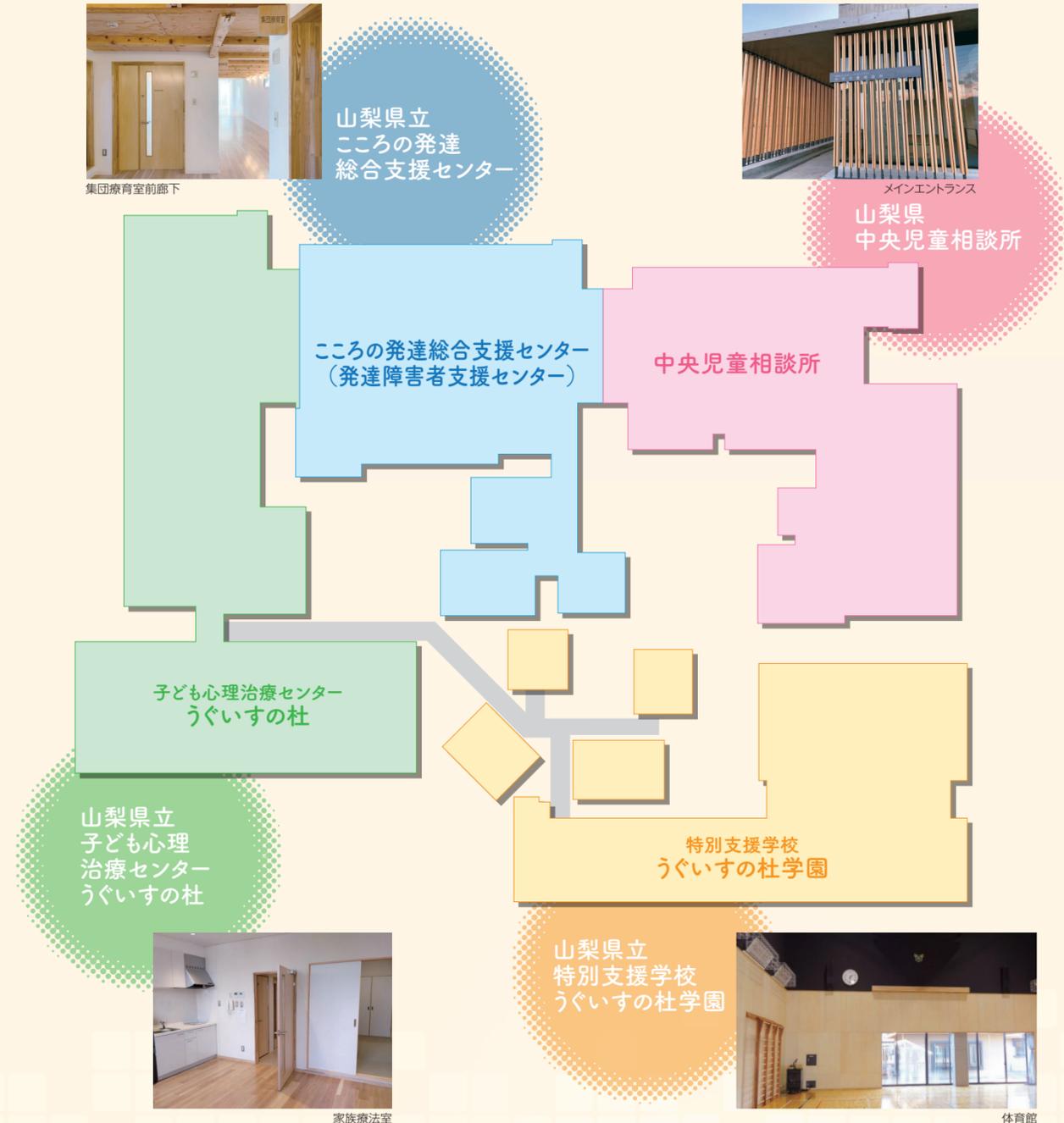
集団療育室前廊下

山梨県立
こころの発達
総合支援センター



メインエントランス

山梨県
中央児童相談所



5 令和5年度の主な取組内容

① 子どものこころサポートプラザ連携推進会議開催経過

◎令和5年4月27日（木） 第1回連携推進会議

- ・子どものこころサポートプラザ連携推進会議設置要綱の改正について
- ・子どものこころサポートプラザ事業概要の作成について
- ・新たなプロジェクトグループの設置について
- ・本年度の日程について
- ・連携チーム活動（案）について

◎令和5年8月3日（木） 第2回連携推進会議

- ・子どものこころサポートプラザ事業概要について
- ・連携チーム活動報告について
- ・各施設連携のための共通シート作成を推進するためのプロジェクトグループ活動報告について

◎令和5年12月7日（木） 第3回連携推進会議

- ・子どものこころサポートプラザ事業概要について
- ・連携チーム活動報告について
- ・プロジェクトグループ活動報告について

◎令和6年2月29日（木） 第4回連携推進会議

- ・連携チーム活動報告について
- ・プロジェクトグループ活動報告について
- ・令和6年度の会議日程について

山梨県子どもこころサポートプラザ連携推進会議設置要綱

1 目的

全国に先んじた高度で専門的な医療の提供、相談、心理ケア、学校教育などの総合的な支援を行う子どもこころサポートプラザ（以下「サポートプラザ」という。）が、構成する4つの所属のそれぞれの機能を連携させ、一体的な整備によるメリットを生かした先進的で効果の高い医療・支援を提供するとともに、サポートプラザを中心とした子どもの心のケアに係る全県的な支援ネットワークの構築を図るため、山梨県子どもこころサポートプラザ連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。

2 所掌事項

- (1) サポートプラザ内各所属の連携の推進に関すること
- (2) サポートプラザを中心とした子どもの心のケアに係る全県的なネットワーク構築に関すること
- (3) その他、子どもの心のケアに関し必要と認められること

3 組織

連携推進会議は、別表1に掲げる者をもって組織する。

4 会議

- (1) 連携推進会議は、子育て支援局参事・センター長（以下「センター長」という。）が招集し、座長となって会議を進行する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、連携推進会議の構成員以外の者を連携推進会議に出席させ、意見を求めることができる。

5 連携チームの設置

- (1) 連携推進会議の所掌事項について、具体的な検討、協議、調整等を図るため、連携推進会議の下に連携チームを置く。
- (2) 連携チームは、別表2に掲げる者をもって組織する。
- (3) 連携チームにリーダー及びサブリーダーを置き、リーダーに中央児童相談所児童福祉指導幹を、サブリーダーに子ども心理治療センターうぐいすの杜心理治療指導幹及び特別支援学校うぐいすの杜学園教頭をもって充てる。
- (4) 連携チームの幹事をこころの発達総合支援センター地域支援課長が務める。
- (5) リーダーは、必要があると認めるときは、連携チームの構成員以外の者を連携チーム会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 プロジェクトグループの設置

- (1) 連携チームは、特定の課題について具体的な検討を要する場合、連携推進会議の了承を得てサポートプラザ内所属から必要なメンバーを選出してもらい、その課題の検討に当たるプロジェクトグループを設置することができる。
- (2) プロジェクトグループのリーダー及びメンバーは、連携チームが指名する。

7 庶務

連携推進会議及び連携チームの庶務は、中央児童相談所において行う。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項はセンター長が定める。

附則

この要綱は、令和2年4月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

所属	役職	摘要
子育て支援局	参事（センター長）	座長
中央児童相談所	所長	
	次長	庶務
こころの発達総合支援センター	所長	
	次長（事）	
	次長（技）	
子ども心理治療センターうぐいすの杜	所長	
	次長	
特別支援学校うぐいすの杜学園	校長	
	事務長	

別表 2

所属	役職	摘要
中央児童相談所	児童福祉指導幹	リーダー
	相談支援第一課長 または 相談支援第二課長	
	診断育成課長	
こころの発達総合支援センター	相談医療課長	
	地域支援課長	幹事
子ども心理治療センターうぐいすの杜	心理治療指導幹	サブリーダー
	治療支援課長	
	生活支援課リーダー	
特別支援学校うぐいすの杜学園	教頭	サブリーダー
	特別支援教育コーディネーター	

【連携チーム会議の活動報告】

	内 容	備考
事業主体	子どものこころサポートプラザ	
連携先	中央児童相談所 こころの発達総合支援センター 子ども心理治療センターうぐいすの杜 うぐいすの杜学園	
取組内容	<p>①連携チーム会議の開催 ・サポートプラザ内の連携を推進するとともに、県内のサポートネットワークを構築することを目的とする。</p> <p>②研修会の開催 ・各所属の役割や業務内容を互いに知り合うことで、連携しやすくなることを目的とする。</p> <p>③連携推進に係るプロジェクトグループの設置 ・所属間の連携をより一層進めることを目的とする。</p>	
令和5年度実績	<p>【実施状況】</p> <p>①連携チーム会議の開催 第1回 令和5年4月27日、第2回 令和5年5月22日 第3回 令和5年7月13日、第4回 令和5年10月19日 第5回 令和6年1月18日</p> <p>②研修会 第1回 令和5年8月3日 こころの発達総合支援センター「～こころの発達総合支援センターの業務～」 うぐいすの杜学園「～うぐいすの杜学園について～」 第2回 令和5年12月7日 うぐいすの杜「～子ども心理治療センターうぐいすの杜について～」 中央児童相談所「～児童相談所の業務と今年度の取り組み～」</p> <p>③連携推進に係るプロジェクトグループ 各所属の業務に関する質問・回答をまとめた冊子『あなたの？にお答えします！』を作成。</p>	
その他		

こころの発達総合支援センターの業務

子どものこころサポートプラザ 連携チーム研修会・業務説明会

R5.8.3
山梨県立こころの発達総合支援センター

1

1) 基本目標と基本方針

基本目標
「心に問題を抱えた子どもや発達障害児者が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活することができるように、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じて、発達課題等への支援を行う」

基本方針

- ① **早期発見・早期支援体制の充実**
本人（養育者も含め）の特性に応じた適切な支援を早期に提供
- ② **間接支援の強化と相談支援・診療体制の充実**
人材育成と地域における支援体制づくりの強化
- ③ **継続支援体制の強化**
特性等に応じた適切な支援をライフステージを通じて受けることができる支援プログラム等の強化
- ④ **普及・啓発の推進**
正しい理解と適切な支援がある地域を目指し、県民や関係機関等への啓発・研修等実施

2

2) 利用対象者

- **こころの問題に関すること**
18歳未満のご本人とご家族
- **発達障害に関すること**
0歳～成人まで
- **支援機関の方々も対象として、コンサルテーションや研修の提供等行う**

3

3) 業務内容

● 診療 ● 相談支援 ● 地域支援 ● 研修・普及
4つの機能を柱に、発達障害児者等の特性に応じた適切な支援を行なう

診療

子どもの心の問題や発達障害について、精神科医師、小児神経内科医師による診療を行います。（完全予約制）

- 診断
- 治療
- 検査
- ショートケア

相談支援

本人や家族等からの相談に応じ、本人の特性や対処法を正しく理解できるように支援します。（完全予約制）

- 発達支援
- 就労支援
- 家族支援

研修・普及

子どもの心の問題や発達障害に関する研修等を通じて、人材育成や発達障害に関する正しい理解の普及開発に取り組みとともに、調査研究を進めます。

- 人材育成
- 研修・講習会の開催
- 調査研究

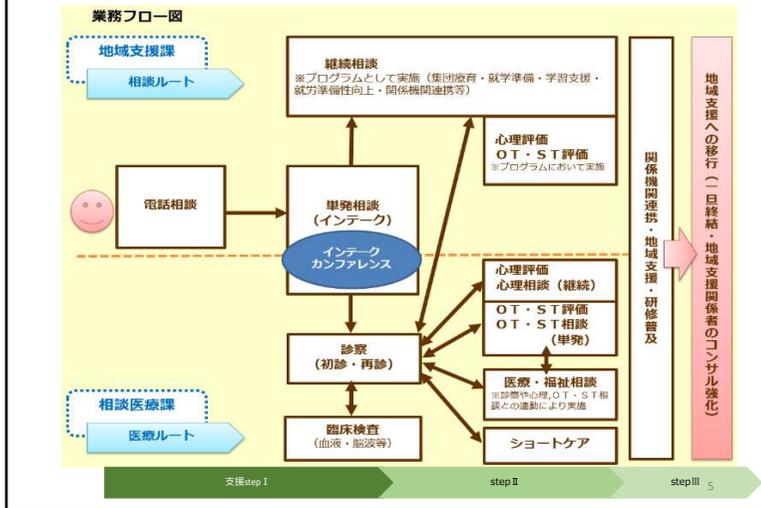
地域支援

本人や家族が、身近な地域でより良い支援が受けられるよう、関係機関に対し助言や技術支援を行うとともに、地域における支援体制を整備します。

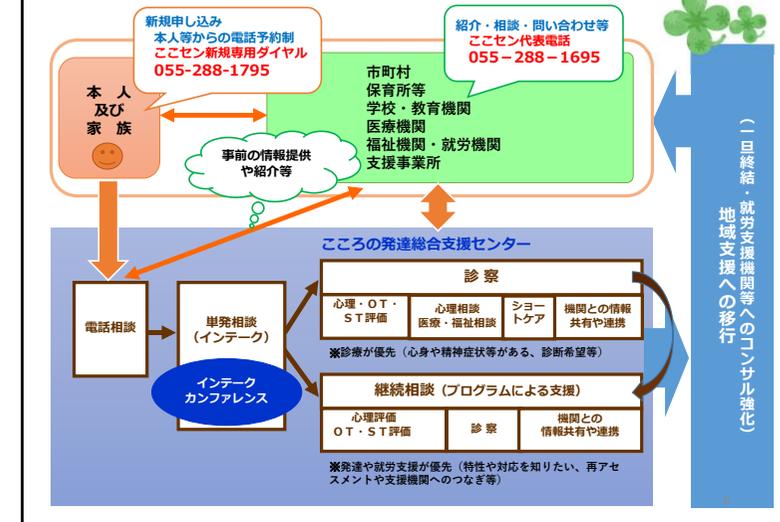
- 関係者コンサルテーション
- 支援プログラムの開発・普及
- 地域支援体制の整備

4

5) 業務の流れ



6) 利用の流れ



7) 相談医療課の主な業務について

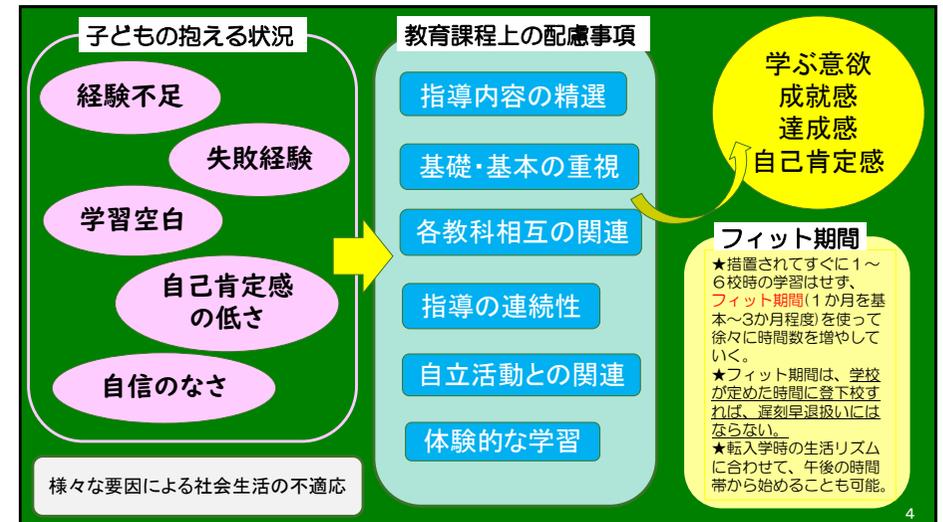
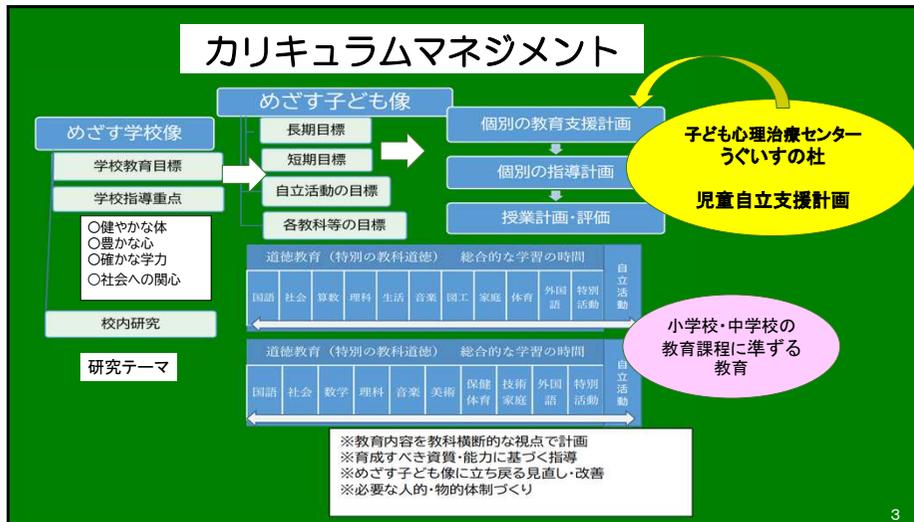
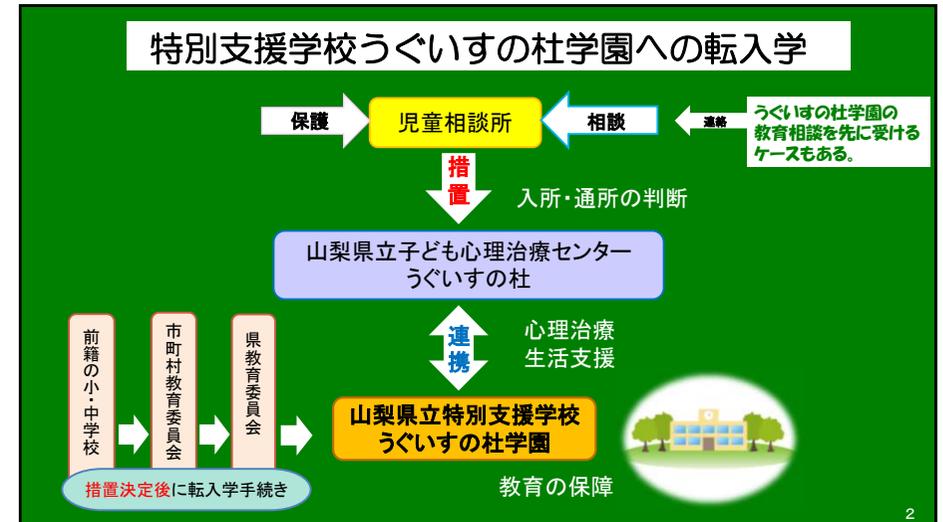
- ▶ 小児神経内科医の診療協力体制の充実
(R.2.4～甲府クリニックの診療に小児神経内科を加えて標榜)
- ▶ 医師の指示及び医師との連携により、評価や相談、検査、ショートケアの充実
 - ・ 心理評価
 - ・ 心理相談 (カウンセリング的相談 or プレイセラピー中心 or 心理教育的相談、家族教育・相談)
 - ・ OT・ST評価
 - ・ 医療福祉相談
 - ・ ショートケア (小学生対象と中学生対象)
 - ・ 臨床検査 (血液検査、尿検査、心電図検査、脳波、A B R 検査)

7

8) 地域支援課の主な業務について

- ▶ 研修会等開催による地域の関係者への技術支援
 - ・ 地域の支援機関に対して、担う役割やニーズ、地域課題を踏まえたテーマ研修を開催する。
 - ・ ペアレントサポートプログラムや幼児集団療育プログラムの見学研修の受け入れを強化する。
- ▶ 地域における支援ネットワーク・体制づくりへの支援
 - ・ 関係者コンサルテーションとして、市町村や保育所、幼稚園、学校、福祉・就労関係機関等に対して、情報提供や技術支援、課題調整等を行う。特に教育機関との関わりの強化を図る。
 - ・ 発達障害者地域支援マネジャーを配置し、各圏域の支援連絡会等に参画する中で、支援課題の把握や困難事例への助言等を行う。
 - ・ 地域の小児科医との医療連携事業の継続により、連携体制の構築を図る。

8



時間割 (例)

セラピー

「子ども心理治療センター うぐいすの社」での心理治療

自立活動

時間の指導
* 学校生活全般での指導

小学部○年生 時間割					
	月	火	水	木	金
8:30	登校				
8:40	朝の会				
9:40	1	学級活動	外国語	音楽	外国語
9:55	10分休み				
10:35	2	理科	図画工作	国語	社会
10:50	15分休み				
11:35	3	社会	総合的な学習の時間	社会	総合的な学習の時間
11:50	10分休み				
12:30	4	国語	算数	算数	算数
12:45	給食				
13:00	10分休み				
13:20	5	算数	国語 【漢字・音読】	理科	国語
13:35	10分休み				
14:15	6	体育	体育	道徳	体育
14:30	15分休み				
14:45	帰りの会				
15:15	下校				

<病弱単一障害>

知的障害の教育課程は対応していない。

<授業の様子>

体験的な学習

学習発表(うぐいす祭)

転出に向けての確認事項

- ・転出後、小学校・中学校で**特別支援学級の入級等が必要と考えられる場合、(新設は必ず)9月末までに市町村教育委員会、当該学校に伝える。**
- ・中学部では、高校入試があり、調査書等の作成もあるため、**移行についての見通しが必要**である。
- ・転出については兎相の措置によることが基本であるので、学校から保護者への卒業に関する選択肢については提示できない。しかし、中学校、高校への移行として、教育的な面から、地域へ戻して人や環境に慣れたうえで新しいスタートにとなることが望ましいと考えるケースもあることから、学校として考えられる卒業該当年度の移行についてのスケジュールについての目安を示している。

追支援について (本校は3年)

- 本校での支援方法をまとめた資料で引継ぎ
→うまくいった支援だけでなく、うまくいかなかった支援も伝える。
- 3~4週に1度、本校から**電話にて様子を確認・適宜アドバイス**
→訪問の必要があれば、**セラピー担当者や生活支援担当者**の同行も依頼して学校訪問を行う。
- 困ったことがあれば、その都度電話対応・学校訪問も可能

キーパーソンである
担任をフォローする
側に回る

センター的機能～地域の特別支援学校との連携のもとに～

教育相談

◇来校していただいたの相談、電話での相談、メールでの相談
◇本校についての問い合わせ、特別支援教育について、関係機関との連携等についての相談

学校見学 (校内施設見学)

◇本校の見学を希望される方に、放課後又は長期休業中に、学校を案内して本校の教育について説明

授業体験

* 措置が決まった児童生徒対象 (在籍校：公欠 日本スポーツ振興センター補償有)

◇「子ども心理治療センターうぐいすの社」に入所または通所となる小学生または中学生対象
◇本校の小学部、中学部の授業を実際に体験
体験時間は1時間から数時間、時間や体験内容は児童生徒の状況に応じて実施

訪問支援・研修支援

◇甲府市・笛吹市・甲州市・山梨市・甲斐市・中央市・昭和町の幼保小中高등학교で、心因性の疾患及び発達障害の二次障害の幼児児童生徒で支援が必要な場合、要請を受けて実際に学校等を訪問して相談や支援の実施、研修会や学習会への情報提供の実施
◇本校から地域へ転出及び教育相談を実施した児童生徒が在籍する学校に関しては、**地域にかかわらず**、訪問支援や研修支援を活用可能

プラザ内機関連携同支援

- R3：中央児童相談所
学校で実施される関係者会議 (施設入所児童)
- R4：中央児童相談所
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会
- R5：こころの発達総合支援センター
児童観察・学校への支援・保護者への報告 (面談)

○事前の打ち合わせ実施～関係機関のニーズを確認してから同行

子ども心理治療センターうぐいすの杜について

- 「児童心理治療施設」とは、児童福祉法第43条の2に「**家庭環境、学校における交友関係その他の環境上**の理由により**社会生活への適応が困難**となった児童を、**短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする**」施設と規定されている。
- 全国で53施設
- 子ども心理治療センターうぐいすの杜は、児童福祉法に定める児童心理治療施設です。

生活ケアを基盤に医療、心理治療、家族支援、教育の専門職が協働して支援します



子ども心理治療センターうぐいすの杜の対象児童について

○対象児童

小学校1年生～中学校3年生

家庭や学校、社会における対人関係のもつれや歪みなどの心理的な要因によって不適応を起こしている子を対象としています。例えば、不安や緊張が強かったり、人との距離感が分からず、対人関係に躓きがある子ども、前述のような理由で不登校になっている子ども等です。



利用の形態

○利用形態

うぐいすの杜では入所と通所があります。

利用に際しては児童相談所が窓口となり、措置によって利用できます。

入所	通所
家庭から離れた環境の中で、職員による個別支援や日課に沿った生活援助により、ケアを行います。また心理セラピーを通じた、心のケアも行っています。	保護者(家庭、里親、児童養護施設等)のもとから通いながら、治療(通所プログラムやセラピー等)をしています。 ①隣接するうぐいすの杜学園に転校し、通いながらの通所 ②地域の学校に通いながらの通所 の2つのパターンの利用の仕方があります。

生活支援課

入所児童の生活支援を中心に、生活場面での関わりを通して、アセスメント、治療を行います。



～治療的生活支援～

子どもが安全安心に生活できる環境を整え、子どもの状態に応じた治療・支援により、基本的な生活習慣、対人関係、社会規範を身に付けていけるようなケアを行っています。

生活支援課の関わり

- 子どもが安心して生活できる環境を提供する
見通しがもちやすい日課、清潔で心地よく過ごせる生活空間を提供します。
- 子どもの状態に応じた各種活動を提供する
おいしい食事、楽しい活動、大人からのケアを提供します。*食育、農園活動、行事等の実施
- 子どもの行動の背後にある思いや気持ちを探る
子どもの話を丁寧に聞いた上で、具体的な対処方法を一緒に考えます。

治療支援課

入所・通所児童の個別セラピーや集団セラピー、その他サークル等の関わりを通して、アセスメント、治療を行います。



○個別セラピー

うぐいすの杜では入所・通所している子どもに対し、その子らしい成長を促していくために週に1回、小学生が45分、中学生が50分のセラピーを実施しています。セラピーは決まった曜日、時間、場所で各担当セラピストが行います。子どもの年齢や個性に合わせて面接の方向性や部屋を決定しています。



<リビングルーム>



<農園>



<季節行事>



- 【年間行事予定】
- 4月 お花見会
 - 5月 こどもの日イベント
 - 7月 七夕会
 - 8月 BBQ
 - 9月 お月見会
 - 10月 ハロウィン
 - 12月 クリスマス会
 - 1月 お正月
 - 2月 節分会
 - 3月 ひなまつり

治療を通じた変化

- ・一人の時間が不安なため居室で過ごすことができなかった子どもが、職員や場所を信頼し、安心して居室での時間を送ることができるようになった。
- ・自分の内面を怒りや攻撃でしか表現できなかったが、言葉で伝えられるようになった。
- ・子ども同士で遊びやルールを決める際に、自分の主張だけではなく、相手に合わせる力がついた。
- ・感情コントロールができず、暴れてしまうことはあっても、落ち着いたときに職員とともに振り返り、対処方法を職員と一緒に考えられるようになった。

○グループセラピー

グループセラピーでは子どもの様子に合わせてながらプログラムを組み、大人がサポートしながら集団活動を実施しています。活動の見通しがもちやすいシンプルな構造の中で興味のある題材を扱い、対大人や子ども同士のコミュニケーションを促進したり、集団に安心して居続けられる体験に繋げることを目的としています。また、前後の体調チェックを通して自身の心身の状態に向き合う機会を作っています。



○サークル活動

入所している子どもに対して、興味関心を引き出したり、主体的に活動を体験する場として自由参加のサークル活動を実施しています。工作、映画、音楽、図書、レクリエーション、卓球、体づくりなどといった様々な活動が体系化されています。

治療を通じた変化

- ・言語表現が上手になったり、自分の気持ちに気づくことが増え、不調な時でも大きく荒れずに言葉で伝えることができるようになった。
- ・活動を楽しめるようになり、落ち着いてその場に留まり、最後まで活動に参加できるようになった。
- ・グループセラピーでは、大人の仲介が必須だった子ども同士でも、子どもだけで話し合いをしたり、協力して進めたりすることができるようになった。

中央児童相談所の業務と今年度の取り組み

日本財団との「家庭養育推進自治体モデル事業に関する協定」

児童相談所の基本的機能

- (1) 市町村援助機能
市町村に対し必要な援助、情報提供、市町村間の連絡調整を行う
- (2) 相談機能
子どもに関する相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについて、調査、診断、判定し援助方針を定め、一貫した子どもの援助を行う
- (3) 一時保護機能
- (4) 措置機能
子ども又は保護者を指導させ、施設・里親等に入所や委託する
- (5) 民法上の権限
児童福祉法に基づいた施設入所措置や未成年後見人の選任などの審判の申し立てを家庭裁判所に対して行う。

受け付ける相談の種類

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 養護相談（児童虐待相談） | 2 養護相談（その他の相談） |
| 3 保健相談 | |
| 4 障害相談（肢体不自由相談） | 5 障害相談（視聴覚障害相談） |
| 6 障害相談（言語発達障害等相談） | |
| 7 障害相談（重症心身障害相談） | |
| 8 障害相談（知的障害相談） | 9 障害相談（発達障害相談） |
| 10 非行相談（く犯等相談） | 11 非行相談（触法行為等相談） |
| 12 育成相談（性格行動相談） | 13 育成相談（不登校相談） |
| 14 育成相談（適性相談） | |
| 15 育成相談（育児・しつけ相談） | |
| 16 その他相談 | |

山梨県における児童虐待相談対応件数の推移 平成21年～令和4年度



日本財団と山梨県による「家庭養育推進自治体モデル事業に関する協定」

○日本財団と山梨県は、里親委託などの家庭養育の推進や、親子支援・親子分離の予防などに取り組むことにより、すべての子どもの権利が尊重され、安全で安心であたたかい家庭において育つ社会の実現を目指すため、共同プロジェクトを実施。
○本事業を通じ、家庭養育推進の成果、課題等を検証し、全国において同様の取組を広げていくためのエビデンスの蓄積と、モデルの構築を目指す。

- 1 協定名 家庭養育推進自治体モデル事業に関する協定 [期間：R3.4.1～R8.3.31 (5年間)]
- 2 締結日 令和3年3月24日
- 3 締結者 日本財団、山梨県
- 4 役割

日本財団
・事業実施に伴う費用について、県との協議により決定した団体に対し、**最長5年間、5億円規模を想定して助成。** (1億円/年×5年間=5億円)

山梨県
・令和7年度末までに、**3歳未満の里親委託率75%達成等**、家庭養育推進に努め、**成果検証(早稲田大学養育研究所が実施)のためのデータ提供。**

- 5 事業内容
 - ・ (1) 里親委託・特別養子縁組の推進
 - ・ (2) 親子支援、親子分離の予防、子どもの家庭復帰の促進
 - ・ (3) 乳児院・児童養護施設の機能転換、多機能化
 - ・ (4) 子どもの権利の保障
 - ・ (5) 自治体及び民間団体の研修
 - ・ (6) その他、家庭養育の推進に必要と考える事業



YAMANASHI

山梨県と日本財団の協定と目標

- 目標①： 3歳未満の里親率委託率向上
R3年度末54.5%→R4年度末64.4%→R5年度末71.1%→R6年度末75%
- 目標②： 里親登録数を毎年13家庭純増、5年間で65家庭の純増
※社会的養護を必要とする乳幼児につき、**まず実親を支援して家庭復帰を試み、それが難しい場合はできる限り速やかに特別養子縁組や長期里親委託を検討するなど、パーマナンスー(永続的な家庭)保障を目標とする。**
- 目標③
 - ▶ 遺棄児や予期しない若年妊娠等で、支援があっても実現による養育が見込めない場合は、**できる限り速やかに特別養子縁組を検討**する。
 - ▶ 児童相談所に1名は、**常勤専属の里親担当者**をおく。
 - ▶ その他の目標については、毎年の事業の進捗により協議して定める。

パーマナンスープランニング実践モデル

■ 福岡市の取り組みをベースにした実践モデル

■ パーマナンスー

共通の未来への永続的なつながりを当然の前提として、傾倒的な関わりの中で安心や所属感を感じさせる家族がいる養育環境

■ パーマナンスーゴール

- ① 出身家庭へ復帰し、実家族のもとで安全に育つ【**家庭復帰**】→家庭維持
- ② 親族や親の知人など実家族とのつながりを感じられる家庭で育つ【**親族養育移行**】
- ③ 特別養子縁組の養父母候補者である養子縁組里親への委託【**特別養子縁組**】
- ④ 養育への関与や親子交流を継続する家族との協働による里親養育【**養育里親移行**】

■ パーマナンスープランニング

家族から離された子どもに合ったパーマナンスーゴールを設定し、複数を並行準備をしながら、家族や関係者と協働して一定期間内に支援と評価を繰り返し、早期達成をめざすケースマネジメント

■ 進行状況

- 令和3年度 基礎調査
- 令和4年度 基礎調査 実践に向けた準備
- 令和5年度 実践開始

今年度の中央児童相談所の取り組み

これまででは子どもを家庭分離することが最優先されてきたため、**家族再統合や家庭復帰を進める取り組みが追いつかず、措置期間が長くなってしまうことが大きな課題**だった。

- ◆ 家庭移行を進めるための担当者を所内に配置
- ◆ 毎週1回、家庭移行支援進行管理を実施(児童福祉指導幹、相談支援課長、診断育成課長、処遇指導課長、家庭移行支援担当者)家庭引取の可能性を確認し、目標設定し取組む
- ◆ 今年度は対象児童を絞って試行している

日本財団との協定を契機に自治体モデルプロジェクト(日本財団、早稲田大学社会的養育研究所、大分県、福岡市)を参考とし当所の体制や取り組みを検討

具体的な動き
パーマナンスープランニングモデル(仮)の作成
児童、保護者及び施設との面接、面会、再アセスメント
家族再統合に向けたプログラム提示、実施、評価の促進
家庭養育移行を重点的に進める。

日本財団及び早稲田大学社会的養育研究所と当所の取り組みについて毎月1回定期的に協議を実施
当所の取組が国の施策に反映される見込み

家庭引き取りに向けた動きや取り組みが増加

② プラザ内連携による取組内容

<こころの発達総合支援センター>

○こころの発達総合支援センター医師による児童相談所職員の定例相談

<子ども心理治療センターうぐいすの杜>

○総合環境療法実施に係る多職種連携会議

<特別支援学校うぐいすの杜学園>

○プラザ内におけるうぐいすの杜学園の教育内容等の理解促進

○山梨県子どものこころサポートプラザ内機関との連携によるうぐいすの杜学園教員の帯同

○医療との連携

②プラザ内の取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	中央児童相談所（都留児童相談所）	
取組内容	<p>○こころの発達総合支援センター医師による児童相談所職員の定例相談</p> <p>（目的） 相談を通じて児相ケースの一助となり、また、児相職員の医療への理解を深め（人材育成）、治療が必要な児童への効果的かつ適切な対応に資する。</p> <p>（相談方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月第一、第三木曜日 午前9時30分～午前10時30分 ・場所 こころの発達総合支援センターカンファレンス室 ・特に様式は設定せず、口頭による相談を実施 ・相談希望者は、窓口担当者を通じて事前に予約 	
令和5年度実績	<p>○定例相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5年4月 1件（中央1件） ・R5年5月 2件（中央1件、都留1件） ・R5年6月 1件（中央1件） ・R5年11月 1件（中央1件） ・R6年1月 3件（中央2件、都留1件） <p>* R5年度実績 中央児相6件 都留児相2件</p>	<p>○相談対応医師</p> <p>こころの発達総合支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後藤医師 ・金重医師
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・児相ケースに対し、本相談が有効に活用されており、R6年度においても継続して実施。 	

②プラザ内の取組

	内 容	備考
事業主体	子ども心理治療センターうぐいすの杜	
連携先	中央児童相談所（都留児童相談所） こころの発達総合支援センター うぐいすの杜学園 関係機関（前措置施設、医療機関、市町村、移行先地域の学校等）	
取組内容	○総合環境療法実施に係る多職種連携会議 （内容） 総合環境療法の一環として、児童の治療段階に応じて、施設内外の機関と連携を行い、児童の治療目標達成や移行に向けて情報共有や協議を行う。 児童入所・通所まで・・・入所・通所検討会議、ケース説明 入所・通所支援中・・・治療支援検討会議 ・・・申し送り、ケースカンファレンス ・・・児童相談所ケースワーカー面接 ・・・措置児童診察 退所に向けて・・・移行検討会議 退所後・・・アフターフォロー	
令和5年度実績	○実施回数 ・入所・通所検討会議、ケース説明：10回 （4月(2回)、6月(1回)、8月(1回)、9月(1回)、10月(2回)、11月(2回)、3月(1回)） ・治療支援検討会議（アセスメント会議・自立支援計画検討会議）：34回 （4月(3回)、5月(4回)、6月(3回)、7月(2回)、9月(2回)、10月(7回)、11月(4回)、12月(3回)、1月(1回)、2月(3回)、3月(2回)） ・申し送り、カンファレンス：平日は原則毎日実施した。 ・児童相談所ケースワーカー面接：87件 （4月(5件)、5月(5件)、6月(5件)、7月(5件)、8月(7件)、9月(7件)、10月(7件)、11月(8件)、12月(10件)、1月(10件)、2月(8件)、3月(10件)） ・措置児童診察：92回 （こころの発達総合支援センター金重先生による診察(4回)、上村所長による診察(88回)） ・移行検討会議：7回（7月(3回)、8月(1回)、9月(3回)） ・アフターフォロー：17回 （4月(2回)、5月(2回)、6月(1回)、7月(2回)、8月(3回)、9月(1回)、10月(1回)、11月(1回)、12月(1回)、1月(2回)、3月(1回)）	
その他	令和6年度においても継続して連携会議等を実施していく。入退所に際して必要に応じてプラザ内機関とも連携していきたい。また、令和5年度末で退所した児童に対するアフターフォローも随時実施していく。	

②プラザ内の取組

	内 容	備 考
事業主体	山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	
連携先	中央児童相談所（都留児童相談所） こころの発達総合支援センター 子ども心理治療センターうぐいすの杜	
取組内容	○プラザ内におけるうぐいすの杜学園の教育内容等の理解促進 (目的) ・プラザ内職員を対象として、本校の教育活動や学校での児童生徒の様子について理解を深めることを目的に実施する。 (内容) ・授業公開の実施 ・懇談の実施 ・担当連絡会 ・学園祭の実施	
令和5年度実績	○授業公開 ・1学期末、3学期末 各1回 計2回 ○懇談 ・1学期末、3学期末 各1回 計2回 ・児童相談所ケースワーカー、心理治療センター担当者、担任、児童生徒、保護者で実施。 ○担当連絡会 ・12月に実施 ・児童相談所ケースワーカー、心理治療センター担当者、担任、該当学部主事で実施。 ○学園祭（第3回 うぐいす祭） 令和5年10月27日（金）	・中学部3年生については、担当連絡会を11月に実施し、進路についての説明、相談の場とした。
その他		

②プラザ内の取組

	内 容	備 考
事業主体	山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	
連携先	中央児童相談所 こころの発達総合支援センター 子ども心理治療センターうぐいすの杜	
取組内容	<p>○山梨県子どものこころサポートプラザ内機関との連携によるうぐいすの杜学園教員の帯同</p> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートプラザ内の各機関が抱える幼児児童生徒の学習面や就学についての課題、在籍している学校や教育委員会等との関わりや、関係諸会議の中で生じている教育的課題について、各機関で行う支援に帯同し、学習上の具体的な支援方法や教育システムの情報及び教育資源の活用方法の提供を行う。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象幼児児童生徒が在籍している保育園、幼稚園、小中学校、高等学校等への帯同支援 ・関係諸会議への参加 ・プラザ内各機関での相談等への帯同 	
令和5年度実績	<p>○ケース会議への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所からの依頼により、対象児童の居住地区要保護児童対策地域協議会に本校コーディネーターが参加した。 	
その他		

②プラザ内の取組

	内 容	備 考
事業主体	山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	
連携先	子ども心理治療センターうぐいすの杜 こころの発達総合支援センター	
取組内容	○医療との連携 (目的) ・児童生徒・教職員の健康及び精神衛生面でのサポートをしてもらう。 (方法) ・学校医(内科・精神科)と学校衛生管理医をプラザ内の医師に依頼する。	
令和5年度実績	○内科検診 令和5年5月9日(火) (対象) 児童生徒 (内容) 内科検診 ○メンタルヘルス相談 令和5年6月 (対象) 教職員 (内容) 対象者との面談	
その他		

③ 地域連携による取組内容

<中央児童相談所>

- 家族再統合支援事業(対応スタッフへのスーパービジョン)
- 山梨県メンタルフレンド派遣事業
- 管轄市町村児童相談担当職員実務研修
- 山梨県警察本部との情報共有・連絡会議・合同訓練
- フォostリング連絡会、里親支援専門相談員連絡会、相談支援員連絡会
- 要保護児童対策地域協議会への参加

<こころの発達総合支援センター>

- 発達障害医療支援体制整備事業
- 関係機関連携パス
- 子どもの心の診療対応力向上研修
- 山梨県発達障害者支援センター連絡協議会
- 発達障害者サポーター養成・派遣
- 地域の人材育成(研修事業)
- 発達支援リーダー養成研修
- 市町村の人材育成とプログラム開発
- 総合教育センター相談支援部との相談支援連絡会
- 発達障害者就労支援研修

<子ども心理治療センターうぐいすの杜>

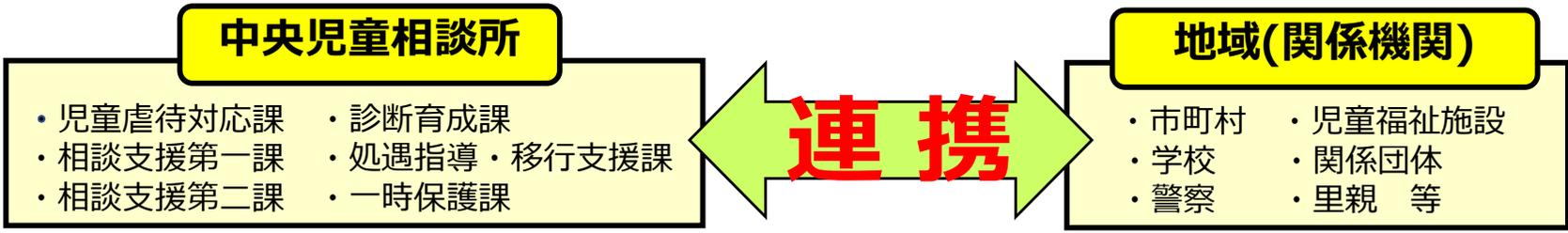
- 家族療法事業「ハルクル」

<山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園>

- 特別支援学校のセンター的機能の発揮

背景

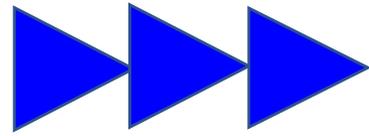
- 子どもの健やかな成長・発達・自立のためには、保護者を含めた家庭ごと支える視点が重要
- 生活支援等においては、子どもや家庭にとって最も身近な市町村や学校、その他子どもを取り巻く関係機関との連携した支援が必要不可欠



中央児童相談所と地域（関係機関）とが連携した各種取組を実施

取組内容

- **家族再統合支援事業**
児童相談所職員及び児童福祉施設の職員や専門里親等に対してケース会議を開催し、児童精神科医によるスーパービジョンを実施
- **メンタルフレンド派遣事業**
児童の兄または姉に相当する世代の者を心の友（メンタルフレンド）として家庭に派遣し、児童とのふれあいを図る
- **管内市町村児童相談担当職員実務研修**
要保護児童対策地域協議会において支援体制を円滑に構築する会議運営が求められていることから、事例検討やファシリテーターの講義から適切な協議会運営を学ぶ
- **警察本部との情報共有・連絡会議・合同訓練**
児童虐待に関する情報共有、合同訓練等を実施し連携強化を図る
- **要保護児童対策地域協議会への参加**
支援対象児童の早期発見、迅速な対応、関係機関との情報共有等のために各市町村に設置されている協議会に参加し助言・調整等を行う。
- **フォスタリング※連絡会、里親支援専門相談員連絡会、相談支援員連絡会**
各種連絡会を開催し情報共有や支援方法の検討等を行う ※フォスタリング：里親養育包括支援を行う機関



地域（関係機関）との更なる連携を図り「全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指す

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	中央児童相談所	
連携先	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設	
取組内容	<p>○家族再統合支援事業（対応スタッフへのスーパービジョン）</p> <p>〈目的〉</p> <p>・虐待による一時保護や児童福祉施設に措置された子どもとその保護者に対して、通所あるいは宿泊による指導等を実施し、虐待を行った家庭における養育機能の再生・強化や親子関係の改善を図るとともに児童の人権擁護の促進を目的とする。</p> <p>〈内容〉</p> <p>・家族再統合に向けた支援を行う児童相談所及び児童福祉施設の職員や専門里親等に対して、月一回各施設とのケース検討会を開催し、児童精神科医（県外在住）によるスーパーヴィジョンを実施。</p>	
令和5年度実績	<p>○実績</p> <p>・各施設にて事例検討実施。（12回：4月～6月はZoomシステムを利用）</p> <p>4月13日児童養護施設くずはの森 5月11日児童養護施設立正光生園</p> <p>6月8日児童養護施設あいむ 7月6日乳児院ひまわり</p> <p>8月3日中央児童相談所 9月14日立正光生園乳児院</p> <p>10月12日児童養護施設クローバー学園 11月9日児童養護施設ハーベスト</p> <p>12月14日児童養護施設明生学園</p> <p>1月11日子ども心理治療センターうぐいすの杜</p> <p>2月8日児童自立支援施設甲陽学園 3月14日児童養護施設めだかの学校</p>	
その他	<p>令和5年度は新型コロナウイルスの分類が5類へ移行となるまではオンラインでの開催、それ以降は各施設で対面での実施とした。令和6年度からは先生が対面実施を希望していること、また対面の方が会の進行がしやすいことを踏まえて、基本的には対面での実施とする予定。</p>	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	中央児童相談所	
連携先	県内大学（短期大学）	
取組内容	<p>○山梨県メンタルフレンド派遣事業 （目的） ひきこもり・不登校児童に対する児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、児童の兄または姉に相当する世代の者を心の友（メンタルフレンド）としてその家庭に派遣し、当該児童とのふれあいを通じて児童の福祉の向上を図る。</p> <p>（内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルフレンド（18歳以上30歳未満の者）になることを希望する候補者に対して研修会を実施する。 ・メンタルフレンドは良き理解者として児童に接し、児童の自主性、社会性等の伸長を援助する。 ・児童の状況について定期的に指導担当者に報告し、その指導を受けるとともに活動検討会に出席するよう努めるものとする。 	
令和5年度実績	<p>○実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月24日 メンタルフレンド研修会 	
その他	メンタルフレンドの登録者数を増やし、より効果的な派遣を行っていくためには、大学等との連携を更に強化していく必要がある。	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	中央児童相談所	
連携先	管轄内市町村	
取組内容	<p>○管轄市町村児童相談担当職員実務研修 (目的)</p> <p>児童虐待の通告受理件数の増加に伴い処遇困難・複雑化ケースも増加し、支援も難しくなっている。児童が地域で安心・安全に生活するために要保護児童対策地域協議会の役割は益々重要になってくる。そのため、要保護児童対策地域協議会において支援体制を円滑に構築する会議運営が求められることから事例検討やファシリテーターの講義から、適切な運営を考えてもらうことを目的とする。</p>	
令和5年度実績	<p>○実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時：令和5年9月29日 ・内容：事例をとおして進行管理（ファシリテーター）の役割とケース対応について学ぶ ・方法：実地研修 ・講師：長谷川俊雄（白梅学園大学名誉教授、social work lab MIRAI代表） ・参加人数（市町村職員）：15名 	
その他	<p>今後も市町村との協働体制を強化していく必要があるため、研修を含めた様々な取組を実施していく。</p>	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	中央児童相談所	
連携先	山梨県警察本部 少年・女性安全対策課	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○協定書に基づく情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待に関する情報を共有することで連携した対応を行う。 ○連絡会議 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の取扱状況および協定に基づく情報共有等の協議 ○児童相談所と山梨県警察との合同訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・司法面接における留意事項等の研修 ・立入調査、臨検・捜索についてロールプレイによる対応手続きの確認 	
令和5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ○協定書に基づく情報共有 R5年度実績：216件 ○連絡会議 <ul style="list-style-type: none"> ・日時：令和5年10月12日（木） ・場所：子どものこころサポートプラザ会議室 ・内容：・児童虐待の取扱状況と協定に基づく情報共有他 ・参加者：18人 ○児童相談所と山梨県警察との合同訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・日時：令和5年12月18日（月） ・場所：県警察学校講堂、模擬家屋 ・内容：司法面接における留意事項等の講義(甲府地方検察庁竹村検事) ：援助要請を受けた警察の対応について、臨検・捜索のロールプレイおよびグループワーク ・参加者：45人 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待相談は年々増加傾向であり、困難ケースの対応等、警察との連携を強化していく必要があるため、今後も継続して実施していく。また、立入調査、臨検・捜索の事案が出たときにすぐに対応できるよう合同訓練を開催し、実際の流れについて把握しておくことが必要である。 	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	中央児童相談所	
連携先	フォスタリング機関・里親支援専門相談員・乳児院・児童養護施設	
取組内容	<p>1 フォスタリング連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隔月開催。 ・子ども福祉課、フォスタリング機関、中央・都留児童相談所。 ・連携のための情報共有と役割分担の確認。 <p>2 里専連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回開催。 ・里親支援専門相談員、中央児童相談所里親担当児童福祉司。 ・里親支援専門相談員が各里親家庭を訪問した内容を報告・共有し、支援方法等対応を検討する。 ・必要に応じて、担当児童福祉司へ支援を依頼する。 <p>3 相談支援員連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回開催。 ・里親支援専門相談員、フォスタリング機関、中央・都留児童相談所。 ・里専連絡会内で関係機関で共有した方が良いと判断された内容の共有、支援方法の検討。 ・里親支援関連行事の確認。 	
令和5年度実績	<p>1 計6回開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォスタリング機関の業務範囲、児童相談所との連携フロー作成等。 <p>2 計12回開催。</p> <p>3 計12回開催。</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県きずな会（里親会）の事務局は、長年中央児童相談所の処遇指導課が担ってきたが、令和5年7月にフォスタリング機関（社会的養育機関エール）に移管した。 ・パーマネンシープランニングモデルの実践に伴い、里親による養育や養子縁組による養育への移行が進んだ。 	

③地域との取組

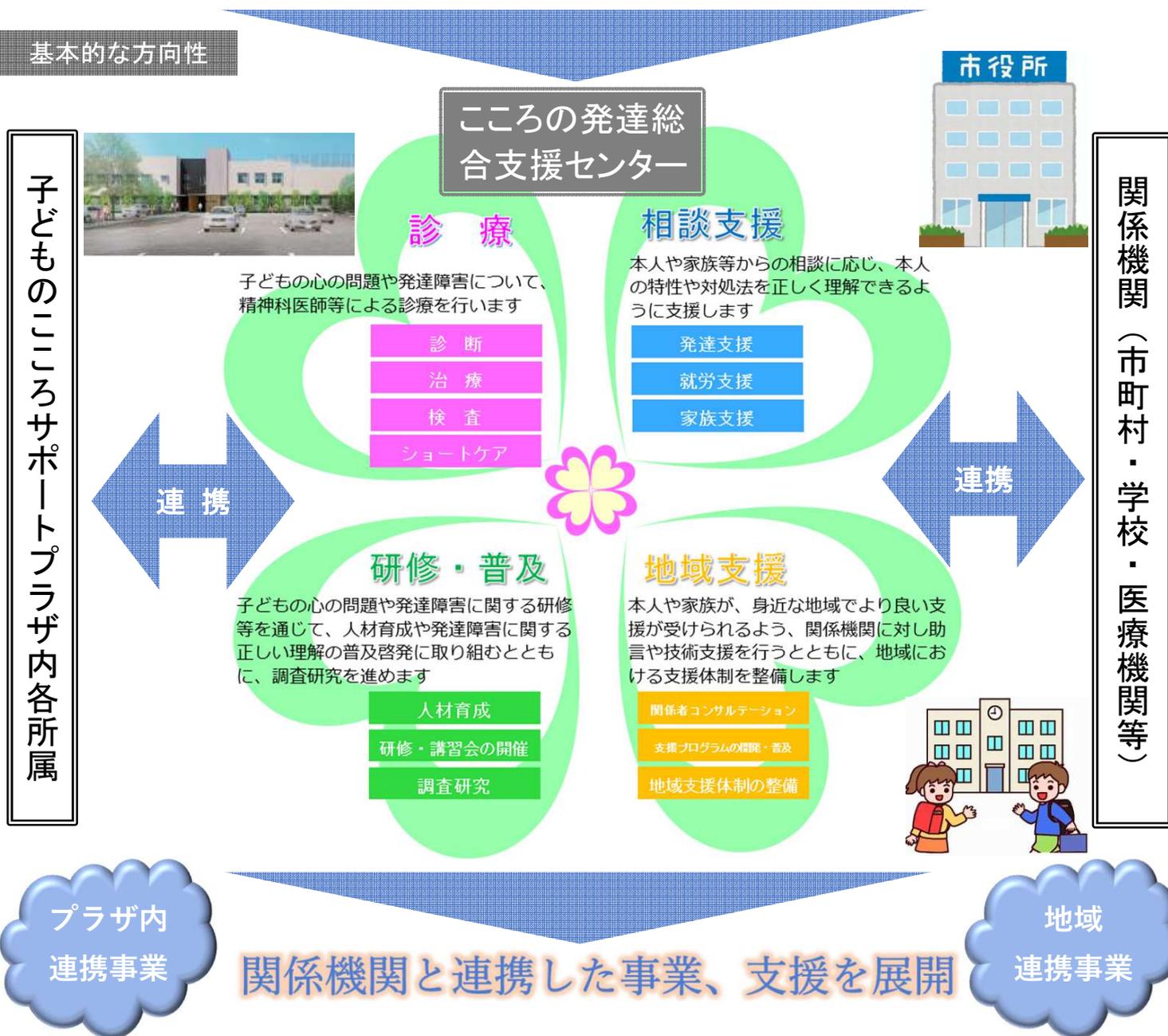
	内 容	備 考
事業主体	中央児童相談所	
連携先	県内市町村、小中学校、児童福祉施設、医療機関、警察、その他関係団体	
取組内容	<p>要保護児童対策地域協議会への参加。</p> <p>(目的)</p> <p>虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等の早期発見や適切な対応を図るため、市町村に要保護児童対策地域協議会が設置されている。</p> <p>虐待を受けている児童を始めとして、対象児童の早期発見、迅速な対応、関係機関との情報共有、対応の確認、役割分担と共働のために協議会に参加し、必要な助言、調整等を行う。</p>	
令和5年度実績	随時参加	
その他	各市町村によって児童相談への対応に格差が感じられる。本来であれば主体的に関わっていただきたいところであるので、当所からの助言や関係機関との共働を進めることで子どもや保護者が身近な地域で生活し続けられるよう市町村担当部署を支えていく。	

こころの発達総合支援センターの取り組み【連携事業】

基本目標

心に問題を抱えた子どもや発達障害児者が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活することができるように、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じて、発達課題等への支援を行う。

基本的な方向性



主な連携事業（詳細は別頁）

プラザ内連携の取り組み

- こころの発達総合支援センター医師による児童相談所職員の定例相談

地域連携による取り組み

- 発達障害医療支援体制整備事業
- 子どもの心の診療対応力向上研修
- 発達障害者サポーター養成・派遣
- 発達支援リーダー養成研修
- 総合教育センター相談支援部との相談支援連絡会
- 関係機関連携パス
- 山梨県発達障害者支援センター連絡協議会
- 地域の人材育成（研修事業）
- 市町村の人材育成とプログラム開発
- 発達障害者就労支援研修

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	地域の小児科医	
取組内容	<p>○発達障害医療支援体制整備事業 (目的) 発達障害の早期発見、早期支援を推進するため、発達障害のある子どもが地域で安心して医療を受けることができるよう、こころの発達総合支援センターを中心とした地域の小児科医との診療ネットワークを構築し、これを安定的に運営することにより、地域における児童精神科領域の更なる理解を促進する。</p> <p>(内容)</p> <p>1 医療連携会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療における現状、課題の整理及び共有 ・症例検討を通じた小児科医の人材育成 ・診療マニュアルの活用の促進 ・診療連携パスの運用と評価、見直し ・こころの発達総合支援センターを中心とした診療ネットワークの検討 <p>2 研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回療育センター等の取り組みについて県外講師による研修を実施 	
令和5年度実績	<p>○医療連携会議の開催（年4回）参加者延べ92人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・症例検討、情報提供等を行い、地域小児科医のスキルアップを支援。 ・テーマを学校連携とし、症例検討は、学校と絡む内容を選んだ。 ・総合教育センター相談支援センターより、教育現場における相談実績や他機関連携について、情報提供を受けた。 ・マニュアルの修正、連携パスの様式改定を推進。 ・連携パス実績22件 <p>○研修会の開催（年1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催 R6年2月28日（水）参加者40人 ・内容 講師 慶応義塾大学文学部 北洋輔准教授 演題 「発達性協調運動障害の基礎及び診断・評価」 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・連携パスケースは年々増加しており、連携が進んできている。 ・今後も、地域において医療機関との連携が図られるよう取組を進めていく。 	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	市町村、総合教育センター、児童相談所等	
取組内容	<p>○関係機関連携パス (目的)</p> <p>発達障害の当事者を中心に、地域で支援にあたる関係機関（市町村の母子保健や福祉、学校や教育委員会、相談支援事業所など）と当センターとの連携の流れや役割を明確に示した行程表である連携パスの仕組みを通して、関係機関のレベルアップによる地域の支援体制の強化を目指し、待機期間に関係なく優先的に対応する。</p>	
令和5年度実績	<p>* 市町村連携パス 23件</p> <p>* 総合教育センター連携パス 2件</p> <p>* 児童相談所連携パス 13件</p>	
その他	<p>・ いずれの連携パスにおいても担当者が変わることなどで、パスの本来の主旨や手順からそれることがあるため、毎回、目的や内容の確認が必要となっている。</p> <p>・ 連携パスを通じて、それぞれの地域で関係機関同士の連携を促す効果も期待していたところ、実際に地域における連携（市町村母子保健と教育や地域小児科連携）につながっている事例が出てきた。</p>	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	子どもの心の診療に携わる医師及び関連職種の職員	
取組内容	<p>○子どもの心の診療対応力向上研修 (目的) 子どもの心の診療に携わる医師及び関連職種が、より高い専門性を身につけ、対応力向上を図ることにより、良質な医療が継続して提供されることを目的とする。 (内容) 研修会の開催</p> <p>○子どもの心の総合支援研修 (目的) 子どものこころの診療関連職種専門研修事業において、子どもの心に関するさまざまな問題や発達障害のある人に関わる専門職種の技術向上を図るとともに、地域の支援体制の整備や充実を図ることを目的とする。 (内容) 研修会の開催</p>	
令和5年度実績	<p>○R5年9月15日研修会 ・講師 山梨学院大学教職センター 准教授 富永 大悟 氏 ・演題 学校教育場面における、学習(主に書き)に困難のある子どもへの具体的な支援について ・参加者 25人(小児科医、精神科医等) 67人(関連職種等)</p> <p>○R5年12月22日研修会 ・講師 甲府少年鑑別所 統括専門官 大山 晋 氏 ・演題 学校生活における暴力の対応について ・参加者 14人(小児科医、精神科医等) 45人(関連職種等)</p>	
その他	参加者の関心や満足度が高く、有効な研修となっていることから、継続して実施していく方向。	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自閉症児施設等 ・ 児童相談所 ・ 障害者相談所 ・ 保健福祉事務所 ・ 教育委員会 ・ 公共職業安定所 ・ 地域障害者職業センター ・ 医療機関 ・ 障害児（者）地域療育等支援事業実施施設 ・ 市町村 ・ 家族団体 等 関係機関 	
取組内容	<p>○山梨県発達障害者支援センター連絡協議会 （目的） 地域の発達障害児（者）に総合的なサービスを提供するため、発達障害児（者）の支援に関わる医療・保健・教育・福祉等の関係機関に対し、支援の現状や課題等を情報提供するとともに、関係機関の現状や課題等について情報共有し、効果的な連携を図る。</p> <p>（内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こころの発達総合支援センター事業報告 ・ こころの発達総合支援センター業務内容 ・ 情報交換 	
令和5年度実績	<p>（実施内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R5年6月5日（月） ・ 参加者 関係機関53機関 ・ 内容 <ul style="list-style-type: none"> ①令和4年度事業報告及び令和5年度事業方針 ②講義「発達障害の概要と当センターにおける近年の動向」 こころの発達総合支援センター所長 後藤裕介 	
その他	<p>今後も、発達障害者支援センターとして、関係機関及び民間団体との連絡調整を積極的に行っていく。</p>	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	県内大学等	
取組内容	<p>○発達障害者サポーター養成・派遣 (目的) 学校不適応やひきこもり状態等にある発達障害のある者に対し、発達障害者サポーターを派遣し、継続的な対人関係の機会をもち、きめ細かい生活上の助言・支援を行うことで、社会参加・就労準備の機会を作る。</p> <p>(内容) 研修等により、発達障害者サポーターを養成し、養成したサポーターを発達障害のある子どもへ派遣する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポーター対象者 保健、福祉、教育、心理学等を専攻している大学生などのうち障害福祉に関して一定レベルの知識・理解を有している者 ・派遣対象者 当センターの利用者で、かつ発達障害の診断（ASD、LD、ADHD等）のある、相談相手や理解者を必要とする小学校高学年から高校生くらいまでの者 	
令和5年度実績	<p>○養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポーターは、令和5年度新規9人（男性1人、女性8人）、継続2人（女性2人） ・令和5年8月28日（月） 基礎研修会（参加者8名） ・令和5年12月26日（火） 事例検討会（参加者3名） <p>○派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当センターの学齢期後期から青年期ケース 4人 	
その他		

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	発達障害者の支援に関わる関係機関 (保育所、幼稚園、市町村、学校、社会福祉士、圏域マネージャー、児童発達支援センター職員 等)	
取組内容	○地域の人材育成（研修事業） <発達障害基礎研修> 自閉症スペクトラム等の特性を持つ幼児期の子どもや養育者が抱える課題に対する支援に必要な知識を学ぶ。 <発達障害専門研修> 地域の支援関係者に対して、支援の困難性やニーズの高い事例を取り上げる。 <子どもの心の総合支援研修> 子どもの心に関する様々な問題や発達障害のある人に関わる専門職員の技術向上を図る。併せて、地域の支援体制の整備や充実を図る。	
令和5年度実績	<発達障害基礎研修> 開催① R6年2月1日(木) 参加者 48人 ※オンライン 内容 講師 上智大学言語聴覚研究センター准教授 原 恵子氏 演題 子どものことばの育ち・育てる視点 開催② R6年2月15日(木) 参加者 24人 内容 講師 上智大学言語聴覚研究センター准教授 原 恵子氏 ・症例検討(学習困難事例) <発達障害専門研修> 開催① R5年10月11日(水) 参加者 68人 ※オンライン 内容 講師 一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長 医師 市川 宏伸氏 演題 発達障害児者支援の最近の動向 開催② R5年10月27日(金) 参加者 63人 ※オンライン 内容 講師 国際メンタルフィットネス研究所 代表 花丘 ちぐさ氏 演題 発達障害とポリヴェーガル理論-身体に根差した安全と仲間- <子どもの心の総合支援研修> 開催① R5年9月15日(金) 参加者 市町村・学校職員等 計67人 内容 講師 山梨学院大学経営学部教授 富永 大悟氏 演題 学校教育場面における、学習(主に書き)に困難のある子どもへの具体的な支援 開催② R5年12月22日(金) 参加者 市町村・学校職員等 計45人 内容 講師 甲府少年鑑別所 統括専門官 大山 晋氏 演題 学校生活における暴力の対応について	
その他	今後も地域の人材育成のため、研修を継続して実施。	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村母子保健または児童福祉主管職員 ・障害児者地域療育等支援事業所地域療育コーディネーター ・特別支援学校特別支援教育コーディネーター 	
取組内容	<p>○発達支援リーダー養成研修 (目的) 県内の発達支援体制の充実を目指して、ライフステージを通じた発達障害の基礎知識や支援技術、地域連携等について学び、地域において発達支援業務の中核を担い、関係部署との連携や体制作りにも貢献できる人材を育成。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本研修8回(必須) ・選択研修一人6回程度 ・概ね6ヶ月の期間内に実施 ・座学の講師は、センター医師及びスタッフ等 ・センター業務の見学やグループ討議を組み合わせる 	
令和5年度実績	<p>○参加者9名</p> <p>○講義等数 基本研修8回+選択研修</p> <p>○実施内容(詳細は、当センター事業概要を参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田中顧問(医師)、後藤所長(医師)、金重次長(医師)、当センタースタッフが講師となった。 ・見学研修については、当センタースタッフ全員で受け入れた。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・R6年度も開催し、地域でリーダー的に支援を担える人材を増やしていく。 ・人材育成とともに、人材が活用できる仕組み作りの検討も行っていく。 	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	市町村等	
取組内容	<p>○市町村の人材育成とプログラム開発</p> <p><幼児集団療育事業></p> <p>当センターが行う幼児集団療育に市町村保健師等が見学参加し、必要に応じ関係者カンファレンス等も行って、市町村におけるプログラム開発を支援。</p> <p><ペアレントサポートプログラム></p> <p>発達障害児を抱える親のためのサポートプログラムを開発するための情報提供とプログラム参加。</p> <p><家族支援研修></p> <p>身近で家族支援にあたる市町村職員等が、家族支援に必要な知識・技術を獲得、向上するための講義。</p>	
令和5年度実績	<p><幼児集団療育事業></p> <p>「こころグループ」、「わくわくグループ」の2グループプログラムを実施。市町村職員等延べ3機関4人が参加。</p> <p><ペアレントサポートプログラム></p> <p>6月、7月、9月に1回ずつ計3回実施。</p> <p>参加者(人)</p> <p>6月 保健師1 家庭相談員2 心理職2 支援員1 教員1</p> <p>7月 保健師2 家庭相談員2 心理職2 支援員1 教員3</p> <p>9月 保健師2 家庭相談員2 心理職2 支援員1</p> <p><家族支援研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催 R5年9月6日(水) ・内容 親子それぞれの自己実現を可能にする支援～真のセルフエスティームを高め、過剰適応を減らすヒント～ ・講師 ハーティック研究所 代表 高山恵子氏 ・参加者 45名 	
その他	今後も市町村等身近で支援に関わる人材育成は重要。積極的に支援していく。	

③地域との取組

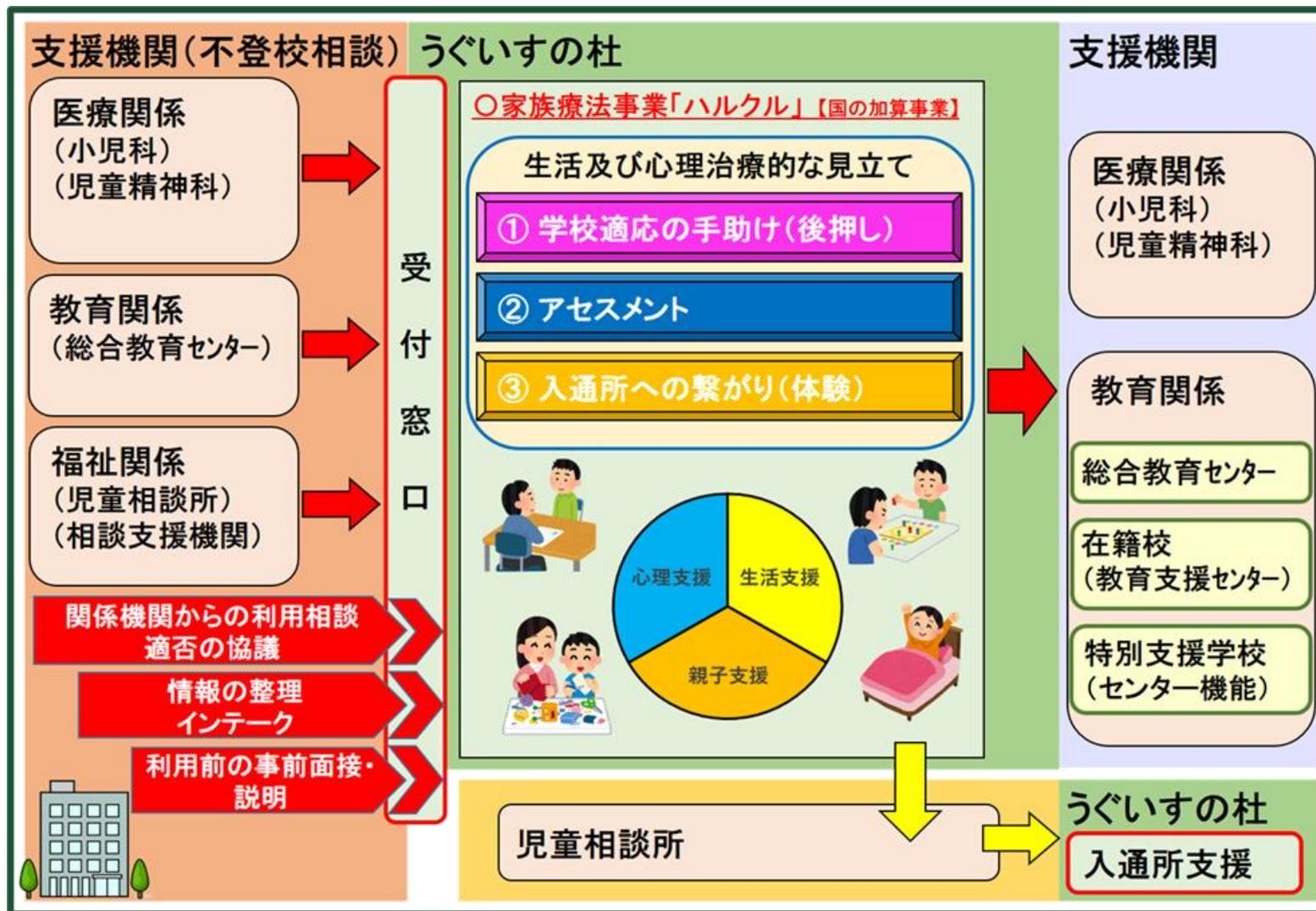
	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	総合教育センター	
取組内容	<p>○総合教育センター相談支援部との相談支援連絡会 (目的・内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心の健康や発達障害に関わる問題に的確に対応するため、事例について共通理解を図り学校や家庭での支援に生かす。 ・医療、福祉、教育の連携を図り、情報交換や学習会等を通して得られたことを業務に生かす。 ・業務内容や支援、教材教具の活用等について、情報共有。 	
令和5年度実績	<p>○総合教育センター相談支援部との相談支援連絡会 紙面開催を含め年4回開催。(5月、7月、10月、2月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務紹介、連携パスについて ・特別支援教育の現状、具体的な支援について ・読み書き障害の診断と支援について ・年度のまとめ、令和6年度の計画、事例検討について 	
その他	<p>総合教育センターとの相談支援連絡会については、R6年度も4回の開催を予定。機関連携を強化していく。</p>	

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	こころの発達総合支援センター	
連携先	山梨労働局 山梨障害者職業センター 障がい者就業・生活支援センター 若者サポートステーション 公共職業安定所 山梨県立就業支援センター 等 関係機関	
取組内容	○発達障害者就労支援研修 就労関係機関に対し、就労支援の取組等について講義	
令和5年度実績	○発達障害者就労支援研修 ・開催 R5年12月8日(金) ・講義内容 「県内企業における障害者就労の取り組みについて」 ・講師 株式会社キトー 坂本 美和 氏 株式会社ササキ 佐々木 麻彩 氏	
その他	今後も就労支援機関との一層の連携を図り、支援強化に努めていく。	

家族療法事業「ハルクル」

支援機関からのご紹介を受け、何らかの理由で学校に行けない、もしくは行きにくい状況になっているお子さんを対象に、日中の活動を通して活力や自信を養うことを目的とした短期間の家族療法事業「ハルクル」を実施しています。



③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	子ども心理治療センターうぐいすの杜	
連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・ ころの発達総合支援センター ・ あげぼの医療福祉センター ・ 甲府共立病院 ・ クリニックテラ ・ 総合教育センター ・ 中央児童相談所 ・ 都留児童相談所 ・ 精神保健福祉センター ・ 児童家庭支援センター（テラ） ・ ネストやまなし ・ HANAZONOホスピタル 	
取組内容	<p>○家族療法事業「ハルクル」</p> <p>①家族療法事業の事業説明 （目的） 各機関に訪問し、事業説明を行い周知を図る。</p> <p>②家族療法事業に関するケース会議 （目的） 対象児童についての事前・事後の情報共有を行う。</p> <p>③家族療法事業によるケース支援 （目的） 各機関より紹介のあった不登校等児童とその保護者に対し、個別セラピー・活動体験・保護者支援等の治療プログラムを行う。</p> <p>④入所児童への支援 （目的） 家族（家庭生活）に対する支援が必要な児童に対して、集団活動支援等を行う。</p>	
令和5年度実績	<p>① 11機関×各1回</p> <p>② ころの発達総合支援センター x 4回 あげぼの医療福祉センター x 2回 山梨県総合教育センター x 1回 児童家庭支援センター（テラ） x 1回 クリニックテラ x 1回 HANAZONOホスピタル x 2回 ネストやまなし x 1回</p> <p>③ 計12家族（延べ支援数117回）</p> <p>④ 入所児童7名（延べ支援数35回）</p> <p>③+④ = 152支援</p>	
その他		

目的

■ 就学前、小中学校、高等学校において。教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくために、教育上の専門性を生かしながら支援していく。

転学に係る支援

- ・転入学相談者に係る支援
- ・転出者に係る支援(転出後3年)



教育相談・学校見学

(内容)本校の概要 特別支援教育について
関係機関との連携 など
(方法)来校していただいたの相談
電話 メール など



うぐいすの杜学園
センター的機能

訪問・研修支援

(内容)心因性の疾患及び発達障害の二次障害に係る支援についての相談支援
(対象地域)甲府市・笛吹市・甲州市・山梨市
甲斐市・中央市・昭和町



連携会議

病弱専門部特別支援連携会議の共同運営
・甲府市地域自立支援協議会 等



主な連携先：市町村教育委員会 小学校・中学校・高等学校・関連特別支援学校 等

③地域との取組

	内 容	備 考
事業主体	山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	
連携先	市町村教育委員会 小学校・中学校・高等学校 等	
取組内容	<p>○特別支援学校のセンター的機能の発揮 (目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前、小中学校、高等学校において、教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくために、教育上の専門性を生かしながら支援していく。 <p>(内容)</p> <p>①転学・卒業に係る支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入学についての相談支援 ・転出児童生徒に係る支援（転出後3年間） <p>②教育相談・学校見学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来校していただいたの相談及び見学 ・電話による相談 <p>③訪問・研修支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校の概要説明及び病弱教育に関する研修 <p>④連携会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病弱専門部特別支援連携会議の共同運営 	
令和5年度実績	<p>○転学・卒業に係る支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転学及び進学関係資料、学習指導や支援についての参考となる資料の受領及び送付 ・ケース会議等による実態及び支援の確認 8名 延べ95回 <p>○教育相談・学校見学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生関係（保護者・本人・教員） 17回 ・中学生関係（保護者・本人・教員） 6回 ・その他（教育事務所等） 13回 ・電話相談 24回 <p>○訪問支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 2校 4回 ・中学校 1校 1回 <p>○研修支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーター研修会議（5月2日） ・健康教育部会支援ブロック研修会（8月9日） ・富士吉田市教育協議会特別支援教育部会（8月17日） ・身延町立身延小学校（8月18日） ・甲州市教育協議会特別支援教育研究会研修会（10月17日） ・山梨小児神経懇話会（2月3日） <p>○連携会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病弱専門部特別支援連携会議 4回 	
その他		

④職員の地域での活動状況等

- ・子どものこころサポートプラザセンター長
- ・中央児童相談所
- ・こころの発達総合支援センター
- ・子ども心理治療センターうぐいすの杜
- ・特別支援学校うぐいすの杜学園

業績(令和5年度:令和5年4月～令和6年3月)－相原正男

1. 社会活動

- 1) 相原正男. 高等学校段階の病弱教育検討会議. 令和5年4月14日, Web会議
- 2) 相原正男. 高等学校段階の病弱教育検討会議. 令和5年5月10日, Web会議
- 3) 相原正男. 県議会新人議員研修会. 令和5年5月26日, サポートプラザ
- 4) 相原正男. スーパーサイアンスハイスクール運営委員会. 令和5年6月5日, 山梨市
- 5) 相原正男. 山梨県子どものこころサポートプラザの概要. 富山県議会. 令和5年10月2日, 甲府市, Web会議
- 6) 相原正男. スーパーサイアンスハイスクール運営委員会. 令和5年12月4日, 山梨市
- 7) 相原正男. 山梨県子ども支援委員会設置検討委員会. 令和5年12月14日, 甲府市
- 8) 相原正男. 心理治療施設に関する勉強会(富山県厚生部こども未来課). 令和5年12月21日, Web会議
- 9) 相原正男. 第8回山梨県社会福祉研究発表会(総評). 令和6年1月25日. 甲府市
- 10) 相原正男. 現代社会に生きる子どもを育む. うぐいすの杜学園センター的機能の発揮に係わる指定地域対象学習会. 令和6年1月31日, 甲府市
- 11) 相原正男. スーパーサイアンスハイスクール運営委員会. 令和6年3月8日, 山梨市

2. 教育活動

- 1) 相原正男. 発達障害－医療・福祉・保健の視点から－. 山梨大学医学部医学科講義. 令和5年5月10日, 中央市, 山梨大学医学部
- 2) 相原正男. 脳科学からみた心の発達. SSH事業講演会, 令和5年6月8日, 山梨市, 日川高等学校
- 3) 相原正男. 知的発達症. 都留文科大学教養学部学校教育学科. 令和6年6月23日, 都留市, 都留文科大学
- 4) 相原正男. 愛着障害・トラウマ(健康危機). 令和5年11月10日, 山梨大学医学部看護学科講義, 中央市, 山梨大学医学部

3. 講演活動

- 1) 相原正男. 発達障害への理解と支援. 異校種連携・子育て学習会(峡南教育事務所). 令和5年7月5日, 身延町
- 2) 相原正男. 子どものトラウマを理解するートラウマインフォームドケアのためにー. 相談支援センター研修会. 令和5年7月20日, 山梨県教育センター
- 3) 相原正男. 現代に生きる子どもたちの多様性を育む. 郡市指導主事会議. 令和5年10月12日, 市川三郷町
- 4) 相原正男. 基調講演「子どもが未来に向かうための力とは?ー他人を信頼できることから始まるー」、シンポジウム:こそだてってなに こどもが未来に向かうための力とはー. 第41回山梨県小児保健協会学術集会. 令和5年11月23日, 中央市
- 5) 相原正男. シンポジウム:電気生理学から迫るてんかん性異常波の発生機序ー基礎から臨床までー(企画・座長). 令和5年12月1日, 第53回日本臨床神経生理学会学術大会, 福岡市

4. 論文業績

- 1) 相原正男. 医学的解説. 武田克彦、山下 光、編. 神経心理検査ベーシック 改訂2版. 中外医学. 2024年1月10日2版発行, pp306-324

5. マスコミ

- 1) 相原正男. 医療福祉建築賞を受賞ー県内初 施設集約を評価ー. 山梨日日新聞, 令和5年7月23日
- 2) 相原正男. 子どもの権利. YBSワイドニュース. 令和5年8月18日
- 3) 相原正男. 発達障害の多様性. YBSワイドニュース. 令和5年8月29日

1. 講演活動(研修支援)

- 1) 高山学「児童虐待の現状と施設での不適切行為について」つつじが崎学園 令和5年5月25日
- 2) 高山学「児童虐待への対応及び警察との連携について」山梨県警察学校 令和5年8月2日
- 3) 高山学「児童相談所の役割と児童虐待の現状」山梨県警察学校犯罪被害者支援専科 令和5年9月15日
- 4) 高山学「特に配慮を必要とする子どもの理解」放課後児童支援員認定資格研修 令和5年10月2日
- 5) 高山学「(教育の現在)」山梨大学教育学部 令和5年12月15日
- 6) 高山学「児童相談所の役割と犯罪者支援」ボランティア支援員養成講座 令和6年1月19日
- 7) 高山学「要対協の役割ー市町村児童相談担当職員実務研修を通してー」山梨小児神経懇話会子どものこころを支援する地域連携ー山梨県子どものこころサポートプラザの支援体制ー」 令和6年2月3日
- 8) 依田裕行「児童相談所における児童虐待への対応について」
山梨学院短期大学保育科専門科目「子ども家庭福祉」 令和5年11月27日
- 9) 依田裕行「児童相談所の子ども支援」チャイルドラインやまなし公開講座 令和5年11月19日
- 10) 戸田悠介「養育里親研修」
里親登録希望者登録前研修 令和5年5月12日、7月7日、10月6日
里親更新研修 令和5年7月15日、11月18日
- 11) 戸田悠介「措置延長等自立にかかわる制度について」
フォスタリング機関エール・きずな会合同研修会 令和5年9月1日

1. フィールドワーク

- 1) 後藤裕介. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園内科校医
- 2) 後藤裕介. 山梨県インクルーシブ教育システム推進連携会議
- 3) 後藤裕介. 山梨県インクルーシブ教育推進事業に係る病弱連携特別支援連携会議
- 4) 後藤裕介. 山梨県予防のための子どもの死亡検証体制整備事業 CDR 多機関検証委員会
- 5) 後藤裕介. あげぼの医療福祉センターあり方検討委員会
- 6) 後藤裕介. 山梨県教育支援委員会
- 7) 後藤裕介. 甲府市教育支援委員会
- 8) 後藤裕介. 山梨県精神保健協会理事
- 9) 後藤裕介. 医療と児相の連絡協議会
- 10) 後藤裕介. 山梨英和大学非常勤講師

2. 教育講演・一般講演

- 1) 後藤裕介. 発達を支えるための脳のはなし. 発達障害への理解を深めるセミナー世界自閉症啓発デー. 発達障害啓発週間普及啓発事業. 令和5年4月6日. オンライン開催.
- 2) 後藤裕介. こころの発達総合支援センターについて. 神経発達症連携の会(山梨県精神科小児科連携). 令和5年6月26日. 山梨大学医学部玉穂キャンパス. 中央市.
- 3) 後藤裕介. 傷ついた子どもの言動から見えること. 山梨県特別支援教育研究連盟研究会. 令和5年8月8日. オンライン開催
- 4) 後藤裕介. 医療と教育相談の連携ー起立性調節障害を中心にー. 山梨県総合教育センター相談支援センター研修会. 令和5年8月30日. オンライン開催
- 5) 後藤裕介. かかわりにくい発達障害児の脳とところを考える. 峡南小中学校生徒指導研究協議会. 令和5年10月10日. オンライン開催.
- 6) 後藤裕介. こどもの発達障害について. 令和5年度学校保健講演会. 山梨県医師会令和5年11月9日. 山梨県医師会館. 甲府市.
- 7) 後藤裕介. 発達障害児とその保護者に対する支援について. 令和5年度甲府市母子保健研修会. 甲府市福祉保健部保険衛生室母子保健課. 令和6年1月26日. 遊亀公民館. 甲府市.

3. 学会発表・活動

- 1) 後藤裕介. 座長. 子どものこころを支援する地域連携—山梨県子どものこころサポートプラザの支援体制—. 山梨小児神経懇話会. 令和6年2月3日. 山梨大学医学部臨床大講堂. 中央市.
- 2) 後藤裕介. 神経発達症の相談支援・診療の待機期間短縮化にむけた取り組み. 日本ADHD学会シンポジウム. 令和6年3月3日. 東京医科大学病院臨床大講堂. 東京.

4. マスコミ

- 1) 後藤裕介. ルポ 不登校 山梨県の現場から. 山梨日日新聞. 令和5年12月23日.

1. フィールドワーク

- 1) 金重紅美子. 山梨県立学校いじめ問題対策委員会 委員
- 2) 金重紅美子. インクルーシブ教育推進事業に係る病弱専門部特別支援連携協議会 助言者
- 3) 金重紅美子. インクルーシブ教育推進事業 相談支援チーム専門家チーム会議委員
- 4) 金重紅美子. 甲府市特別支援教育専門家チーム 専門委員
- 5) 金重紅美子. 山梨県障害者自立支援協議会強度行動障害支援プロジェクトチーム協力員

2. 講演活動

- 1) 金重紅美子. 「精神科的な問題を抱えた子どもと養育者への支援」山梨県立富士見支援学校病理研修会
- 2) 金重紅美子. 「幼児期から中学生までの発達障害の基礎」 中北保健福祉事務所研修会
- 3) 金重紅美子. 「アンガーマネジメント」 都留児童相談所

1. フィールドワーク

- 1) 小宮山さとみ. 山梨県スクールソーシャルワーカー活用事業運営会議 委員
- 2) 小宮山さとみ. 地域連携子どもと親と教職員のための教育相談事業連絡会議 委員

2. 講演活動

- 1) 山寺秀美・渡邊芽生「発達特性を考慮した将来(卒業後)を見据えた支援について」笛吹市障害者基幹相談支援センター
- 2) 弘田恭子「発達障害者の特徴と被害者支援」被害者支援センターやまなし
- 3) 弘田恭子・島田未央「発達障害児・者の理解と支援」北杜市障害者総合支援センターかざぐるま
- 4) 小宮山さとみ「地域の人材育成ー発達障害基礎・専門・総合支援研修を通してー」山梨小児神経懇話会
- 5) 小宮山さとみ「当センター概要と幼児期から中学生までの発達障害の基礎」中北保健福祉事務所
- 6) 田中南・赤松真未「発達障害の基本的理解と対応」中巨摩教育委員会特別支援教育研究会
- 7) 高室華蓮・植田年美「大人の発達障害の方への対人支援についてー事例を通して学ぶー」峡南保健所管内保健師研究会

1. フィールドワーク

- 1) 上村拓治. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園学校評議員
- 2) 上村拓治. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園学校医
- 3) 上村拓治. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園衛生管理医
- 4) 上村拓治. 山梨大学医学部非常勤講師
- 5) 上村拓治. 山梨大学医学部医学研究員

2. 講演・教育活動

- 1) 上村拓治. 神経症性障害Ⅱ・摂食障害. 山梨大学医学部医学科講義. 令和5年5月9日 山梨大学医学部臨床大講堂(中央市)
- 2) 上村拓治. Suspect&Treatment ADHD Conference. ADHD Web Seminar 座長. 令和5年6月9日 甲府商工会議所(甲府市)
- 3) 上村拓治. 精神的な疾患を抱えた児童生徒の理解と支援 ～子ども心理治療センターうぐいすの杜から～. 第3回病弱児専門部特別支援連携会議(心身症等部会)講演 令和5年7月28日 子どもの心サポートプラザ共用会議室(甲府市)
- 4) 上村拓治. 山梨県警察本部幹部職員向けメンタルヘルス・マネジメント講演. 令和5年7月18日 山梨県警察本部8階大会議室(甲府市)
- 5) 上村拓治. 子ども心理治療センターうぐいすの杜概要説明・質疑応答. うぐいすの杜学園学校説明・見学会説明会 令和5年8月7日 子どもの心サポートプラザ共用会議室(甲府市)
- 6) 上村拓治. 特別な支援の必要な生徒や保護者への対応. 第4回山梨県高等学校・特別支援学校教育相談連絡会議第3回研修会講演 令和5年12月7日 総合教育センター(笛吹市)
- 7) 上村拓治. 子どものこころを支援する地域連携 ―山梨県心サポートプラザの支援体制―. 第40回山梨小児神経懇話会座長. 令和6年2月3日 山梨大学医学部臨床大講堂(中央市)
- 8) 上村拓治. 山梨県臨床心理士会主催研修会講師. 令和6年2月27日ネスト山梨(甲斐市)
- 9) 深尾英吾. 生活支援の心のケア. 令和5年度第4回かるがも相談員研修会講演. 令和6年3月12日. ぴゅあ総合(甲府市)

2. 学会発表

- 1) 深尾英吾. 子ども心理治療施設における愛着形成、トラウマケア-生活支援マニュアルの作成をめざして-. 第40回日本小児神経学会山梨小児神経懇話会. 令和

6年2月3日 山梨大学医学部臨床大講堂(中央市)

3. 社会活動

- 1) 上村拓治. 山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園学校評議員会 令和5年6月22日、11月16日 うぐいすの杜学園(甲府市)
- 2) 上村拓治. 令和5年度巡回健康相談. 令和5年12月20日 子どもの心サポートプラザ共用会議室(甲府市)
- 3) 上村拓治, 相原正男. 心理治療施設に関する勉強会(富山県厚生部こども未来課) 令和5年12月21日 Web会議

4. 論文

- 1) Watanabe S, Uemura T, Iwata Y, Yagasaki H, Itakura J, Suzuki T. Psychological distress among early medical residents: A 2-year longitudinal cohort study over seven years in Japan. *Compr Psychiatry*. 2023;127:152425. doi:10.1016/j.comppsy.2023.152425
- 2) Uemura T, Kobayashi K, Uchinuma N, Shioe R, Hirata T, Suzuki T. Destructive thyroiditis associated with lithium use: A case report and review of the literature. *Psychiatry Research Case Reports*. 2023;2(1):100121. doi.org/10.1016/j.psycr.2023.100121

1. 本校の紹介

- 1) 伊波 美恵
～山梨県特別支援学校特別支援教育コーディネーター対象学校説明会
令和5年4月27日
- 2) 田住 真美
～初任者研修「特別支援教育理解」研修会
令和5年5月26日
- 3) 伊波 美恵
～山梨県特別支援学校うぐいすの杜学園学校説明・見学会
および山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜説明会
令和5年8月7日
- 4) 伊波 美恵, 佐野 智子
～センター的機能発揮に係る指定地域対象学習会
令和6年1月31日

2. 研修支援

- 1) 伊波 美恵
「特別支援教育コーディネーターの役割について」
第1回特別支援教育コーディネーター研修会議 令和5年5月2日
- 2) 伊波 美恵
「うぐいすの杜学園の概要及びプラザ内各機関との連携について」
健康教育部会支援ブロック研修会 令和5年8月9日
- 3) 伊波 美恵
「うぐいすの杜学園の概要及びプラザ内各機関との連携について」
富士吉田市教育協議会特別支援教育研究部研修会 令和5年8月17日
- 4) 伊波 美恵
「児童理解・特別支援教育研修会～愛着障害の理解と支援について～」
身延町立身延小学校 令和5年8月18日
- 5) 伊波 美恵
「うぐいすの杜学園の概要及びプラザ内各機関との連携について」
甲州市教育協議会特別支援教育研究会研修会 令和5年10月17日
- 6) 伊波 美恵
「学習支援、教育支援・資源の活用法を提供する-プラザ内機関連携帯同支援-」
山梨小児神経懇話会 令和6年2月3日

3. 事例発表

- 1) 佐野 智子
全国病弱研通信『山梨県 新設病弱支援学校の取り組み』
～全国病弱教育研究会

⑤施設見学対応

事業主体	中央児童相談所（窓口）				
連携先	こころの発達総合支援センター 子ども心理治療センターうぐいすの杜 特別支援学校うぐいすの杜学園				
取組内容	<p>○子どものこころサポートプラザの施設見学 (目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設運営に関係し、見学を希望する団体等に、サポートプラザの施設見学を実施する。 <p>(実施方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央児童相談所（次長）が窓口となり、サポートプラザ内4施設と日程等の連絡調整を行い、事業概要の説明、施設の見学を行う。 				
令和5年度 実績	日時	団体	見学者	人数	見学施設
	5月26日	県議会	新任議員	15	全施設
	6月5日	発達障害者支援センター 全国連絡協議会	子ども家庭庁 国立障害者リハビリテー ションセンター	3	児相 ここセン うぐいすの杜
	7月7日	長田副知事		1	全施設
	8月9日	高等学校教育研究会 健康教育部会	高校養護教諭	17	全施設
	10月2日	富山県議会自民党福祉環 境部会	議員6	6	全施設
	10月6日	甲斐市民生委員児童委員	児童委員	12	中児
	11月2日	県警本部生活安全企画課		14	中児
	11月9日	国立特別支援教育総合研 究所	主任研究員	1	全施設
	11月15日	韮崎市女性団体連絡協議 会		14	全施設
	11月16日	山梨大学 川池准教授		1	全施設
	11月24日	北杜市主任児童委員	児童委員	14	全施設
	11月24日	北杜市スクールソーシャ ルワーカー		2	全施設
	1月22日	県立大学 看護学部	学生18 教授1	17	全施設
3月15日	笛吹市民生委員児童委員 (春日居地区)	児童委員、社会福祉協議 会	22	全施設	

第 2 部

各施設の事業概要